

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：『忍辱山^{にんにくせん}町棚田振興協議会』

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

『忍辱山の棚田』

7.8ha（うち1／20以上の棚田4.9ha）

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 令和11年度まで忍辱山の棚田の保全に取り組む人数の現状（7人）を維持する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和11年度までに忍辱山の棚田でドローン防除による農地の維持管理の省力化をする。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用
 - 忍辱山の棚田で小中学生等に向けた自然観察や里山ウォーキング等のイベントを令和11年までに3回以上開催し、延べ30人以上のイベント参加者を確保する。
- ・良好な景観の形成
 - 多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金を活用し、現状の活動（年2回の地域の共同作業やレンゲの植栽等）を実施する。
- ・伝統文化の継承
 - 忍辱山町の神社で永年継続してきた農耕に関わる神事（御田植祭・農休み・風の祈祷・秋祭り・新嘗祭等）を今後も実施する。
 - 忍辱山の棚田で今も継続しているとんど焼きを継続して毎年実施する一方、廃れてしまった勧請縄掛けの行事の再開に向けての体制を構築し、準備を進める。
- ・集落機能の強化
 - 鳥獣対策に必要な人材を、令和11年度までに2名を外部から確保する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和11年度までに棚田オーナー制度の会員を1組以上確保する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

-ボランティア等を活用しながら、忍辱山の棚田の維持管理や復田作業を行う。また、多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金を活用し、維持管理を実施する。

・生産性・付加価値の向上

-忍辱山の棚田において、ドローンによる農薬散布の推進により、維持管理に係る労力を低減する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

-忍辱山の棚田はドジョウ、イモリ、沢蟹等の貴重な生息（生育）場所となっており、こうした生物多様性を活かすため、専門家を講師として招き、奈良市内等の小・中学生を対象に自然観察、里山ウォーキング等を実施する。

・良好な景観の形成

-忍辱山の棚田において、地域内外で協力し、畦畔の除草や水路の掃除等の共同活動に取り組む。

・伝統文化の継承

-忍辱山町の神社で永年継続してきた農耕に関わる神事（御田植祭・農休み・風の祈禱・秋祭り・新嘗祭等）を今後も実施する。

-忍辱山の棚田で今も継続しているとんど焼きを継続して毎年実施する一方、廃れてしまった勧請縄掛けの行事については、ボランティアや外部人材から有志を募って復活に向けての体制をつくり、準備を進める。

・集落機能の強化

-鳥獣対策に必要な外部人材の確保の方策では、猟友会等を通じて狩猟免許保有する協力者を推薦してもらい、協力を要請する。

-忍辱山の棚田地域で侵入防止柵や檻を設置し、鳥獣被害対策を推進する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

-棚田オーナー制度でチラシ等を活用して会員数の増加を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

忍辱山地内中山間組織、忍辱山町農地・水保全活動組織、忍辱山町自治会

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

別添5 忍辱山町棚田振興協議会規約の別紙のとおり